

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十八号

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例等の一部を改正する条例
奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例等の一部を次のように改正する。

(奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例(昭和二十四年一月奈良県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号及び別表第一号カ中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

(奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「第二条」を「第二条第一項」に、「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

(奈良県暴力団排除条例の一部改正)

第三条 奈良県暴力団排除条例(平成二十三年三月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。